

# 経営のための辞書

キーワード  
Key Word

中小企業の経営者が知っておきたいビジネス用語や各種制度などを紹介します。

## 【マイナンバー(社会保障・税番号)制度】

### ① マイナンバー制度とは

平成27年10月よりマイナンバーの「通知カード」が、全国民に順次配布されます。マイナンバーは、住民票を有するすべての国民に割り当てられる12桁の番号で、外国籍の方も住民票があれば発行されます。1人1番号で、一度指定されたマイナンバーは、原則として生涯かわりません。

利用範囲は、社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。企業は、社会保険・労働保険・税に関する行政手続きに利用します。「通知カード」が簡易書留で自宅に届いたら、従業員は勤務先にマイナンバーを提出します。

### ② マイナンバー制度の目的

#### ① 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

#### ② 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできます。

#### ③ 公平・公正な社会を実現

所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に逃れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

### ③ 企業に求められる対応

#### ① 利用・提供・収集の制限

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理するために必要がある場合に限り個人番号の提供を求められます。
- 利用目的を特定して明示する必要があり、利用目的を超えた利用はできません。
- 他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- 委託先・再委託先への提供は可能です。

#### ② 保管・廃棄

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーを保管してはなりません。
- 保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

#### ③ 安全管理措置

組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置が必要となります。

マイナンバー制度での個人情報保護は、各行政機関等が保有する「分散管理」で行われ、不正や違反行為に対しては、厳しい罰則が整備されています。

経営者は、従業員が安心してマイナンバーを預けられるよう各種対策の整備が求められます。

● 社会保険労務士 庄司 茂 氏

社会保険労務士法人庄司茂事務所代表。  
中小企業を中心とした労務管理の分析を行い「就業規則」「評価制度」「賃金規定」などの導入、制定を助言。